

京 都 大 学 東 京 オ フ ィ ス 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(管理責任者)</p> <p>第 6 条 東京オフィスに管理責任者を置き、<u>総長が指名する者</u>をもって充てる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(施設使用料)</p> <p>第 1 5 条 使用責任者は、本学の指定する方法により、施設使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 施設使用料の額は、別表に定める額とする。</p> <p>3 一旦納付された施設使用料は、返還しない。ただし、本学の都合により使用許可を取り消し、又は中止させた場合は、施設使用料の全部又は一部を返還する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(管理責任者)</p> <p>第 6 条 東京オフィスに管理責任者を置き、<u>成長戦略本部長</u>をもって充てる。</p> <p>(施設使用料)</p> <p>第 1 5 条 } (同 左)</p> <p>(施設使用料の減免)</p> <p><u>第 1 5 条の 2 管理責任者は、特別の理由があると認めるときは、前条第 2 項に定める施設使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>附 則 (令和 6 年 8 月総長裁定)</p> <p>この規程は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。</p>